

「共同体育館整備に係る意見聴取会議」設置要領

（目的）

第1条 京都府立大学体育館を、京都府立大学、京都府立医科大学、京都工芸繊維大学の3大学連携に供する共同体育館（以下「共同体育館」という。）として再整備し、併せて府民の一般利用や各種スポーツ・文化イベント等にも活用するため、多様な活用方法について専門的見地から意見を聴取することを目的に「共同体育館整備に係る意見聴取会議（以下「会議」という。）」を設置する。

（意見聴取事項）

第2条 次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 共同体育館における多用途利用のあり方及び具体的な活用方法に関すること。
- (2) 共同体育館における施設等の整備及び運営並びにその事業手法に関すること。
- (3) 北山エリア内の他施設との連携に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、選任された日から1年とし、再任することができる。
- 3 会議に座長を置き、座長は委員の互選により定める。
- 4 知事は、必要に応じて会議を招集する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員の責務）

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

（委員以外の者の出席）

第5条 知事は、会議において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

（公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月10日から施行する。

(別 表)

共同体育館整備に係る意見聴取会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
阿南 雅哉	株式会社京都銀行 参与
上林 功	追手門学院大学 社会学部 准教授 株式会社スポーツファシリティ研究所 代表取締役
小国 久美	京都女性スポーツの会 副会長 京都府バドミントン協会 理事長
金山 千広	立命館大学 産業社会学部 教授
木村 朝子	立命館大学 情報理工学部 教授
越山 健治	関西大学 社会安全学部 教授
田中 勇伍	公益財団法人地球環境戦略研究機関 研究員
塚本 康浩	京都府立大学 学長